

施設評価調書

基準日 令和5年4月1日

施設名	下田市民文化会館			施設番号	10001
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	文化施設	施設小分類	文化施設
所管課	教育委員会生涯学習課				

設置目的の達成度

計画と実績

施設名称	下田市民文化会館				施設番号	10001
設置目的	市民文化の向上と福祉の増進に寄与する					
運営事業名	R3年度実績値	R4年度目標値	R4年度実績値	対前年度比	目標達成率	評価
文化事業実施回数	14回	22回	21回	150.0%	95.5%	B
文化事業参加者数	3,676人	8,938人	4,982人	135.5%	55.7%	D
				-	-	
設置目的に対する総合評価						D
目的達成度の評価基準	<p>文化事業の実施回数並びに事業参加者数を評価基準とした。 目標値は年度協定書添付「事業計画書（文化振興事業）」の計画回数・募集人員を記入した。 ＊H26より映画事業が文化事業に加わった（1事業として換算）。 評価基準：A＝100%以上、B＝80～99%、C＝60～79%、D＝40～59%、E＝40%以下</p>					

現状分析

運営事業の意義と現状	<p>通常であれば大ホールや小ホールなどの施設特性を生かしたコンサート、ファミリー向けの企画やシニア向けの事業、文化団体や生涯学習団体との共催企画等、多彩な事業が実施されている。 文化事業について、令和2年度より新型コロナウイルス感染症の影響により実施事業数、参加者数ともに減少している。 また、令和4年は改修工事のため、一部施設を利用停止としたため、減少数がより顕著なものとなった。</p>
上記の原因	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による、臨時休館（令和2年4月9日～令和2年5月31日、令和3年7月26日～令和3年9月30日）、利用者制限などによる影響が大きいと考えられる。文化事業についても先の見通しが立たない中で、中止、または規模縮小をせざるを得ない状況が続いている。 また、改修工事のため令和4年9月1日から令和5年3月31日まで大ホールを利用停止とした。</p>

次年度以降への改善点

具体的な改善方策	多様な文化事業に加え、H26年度より実施している映画事業などは定着し参加者数も増加している。新型コロナウイルスの感染防止対策による影響も少なくなってきたはいるが、令和4年度に引き続き改修工事による一部施設の利用停止を予定しているため、評価が難しい。		
R5年度運営事業と目標値	運営事業名	R5年度目標値	備考
	文化事業実施回数	22回	(公財) 下田市振興公社「事業計画書」
	文化事業参加者数	9,290人	(公財) 下田市振興公社「事業計画書」

施設評価調書

基準日 令和5年4月1日

施設名	下田市民文化会館	施設番号	10001
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	文化施設
施設小分類	文化施設		
所管課	教育委員会生涯学習課		

効率性

計画と実績

効率性指標		R3年度実績値	R4年度目標値	R4年度実績値	対前年度比	目標達成率
①利用単位 当たり経費	A 施設総利用者数	54,986 人	80,000 人	64,136 人	116.64%	80.17%
	B 下田市年間経費	103,975,364 円	398,771,000 円	381,819,039 円	367.22%	104.44%
	B / A	1,890.94 円	4,984.64 円	5,953.27 円	314.83%	83.73%
②光熱水費		9,963,126 円	16,260,000 円	12,075,536 円	121.20%	134.65%
③消耗品費		- 円	2,131,000 円	- 円	-	-
効率性指標の考え方等		A = 総利用者数は、実施事業参加者と貸館事業利用者の総計。 * R3年目標値は指定管理者の設定による。 B = 下田市年間経費の総額、減価償却費・市職員人件費を除く（10頁支出計②）。 * ②③については、参考として指定管理者事業予算書・決算書の数値（管理運営費、文化事業費、自主事業費の合計値）を転載。				

その他の指標

受益者負担 の適正性	区分	説明	単位	R2年度		R3年度		R4年度	
	①使用料原価	1㎡1時間当たりの原価	円	12.50	円	13.20	円	11.31	円
	②稼割原価率	年間経費を年間収入で賄えない比率	%	1,157.77	%	1,152.56	%	1,108.23	%
	③1㎡1時間適正使用料	① × ②	円	144.72	円	152.14	円	125.23	円
	④現行1㎡1時間使用料の平均	大・小ホール、会議室、楽屋等の平均値	円	10.20 円					
	⑤適正化計画	大・小ホール、会議室、楽屋等の見直し							

【指定管理者制度を導入施設のため、参考値として指定管理者の決算値をもとに算出】

○ 1㎡1時間当たりの原価 = (人件費 + 物件費) ÷ 総面積 ÷ 年間使用可能時間

R4年度：77,151,295円（管理運営費）÷ 1,939.83㎡（貸出面積）÷ 3,518h（R4年間使用可能時間）= 11.31円

○ 年間経費を年間収入で賄えない比率 = 年間経費 ÷ 年間使用料収入

R4年度：77,151,295円（管理運営費）÷ 6,961,690円（利用料収入）= 1,108.23%

○ 1㎡1時間適正使用料 = 1㎡1時間当たりの原価（①）× 年間経費を年間収入で賄えない比率（②）

R4年度：11.30円 × 1,108.23% = 125.23円

運営に掛かる税負担 (市民負担)	年度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度(予算)
	人口(4月1日:人)		21,080	20,734	20,287	19,963
	人口1人あたり(円/人)	運営経費	4,031	5,015	18,821	
年間総経費		4,047	5,031	18,838		

* 人口1人あたりの運営経費：運営経費（支出計）／人口 * 小数点以下切り上げ

* 人口1人あたりの年間総経費：下田市負担年間総経費／人口 * 小数点以下切り上げ

施設評価調査書

基準日 令和5年4月1日

施設名	下田市民文化会館	施設番号	10001
施設大分類	住民文化系施設	施設中分類	文化施設
		施設小分類	文化施設

施設の概要

1 施設名 (愛称名)	下田市民文化会館 (マイマイホール)	2 担当課 担当係	生涯学習課 社会教育係
3 所在地	下田市4丁目1番2号	4 設置年月	平成1年4月
5 総合計画の 位置付け	基本計画の分野	分野2 子育て・教育	
	施策体系	施策5 歴史・文化の伝承と芸術の振興	
6 設置目的	市民文化の向上と福祉の増進に寄与する		
7 設置根拠			

8 施設の概要	施設の概要	敷地面積 9836㎡ 建築面積 2958.97㎡ 延床面積 4750㎡ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート 地上4階、地下1階 大ホール・小ホール・会議室・リハーサル室・練習室部門・管理部門（事務室・館長室・応接室・受付兼宿直室・ロッカー室・ドリンクコーナー）・設備部門（機械設備・消防設備・衛生設備等）・駐車場（聖火リレー銘板R3.12.21）					
	実施事業の概要	・地域の文化振興拠点として、各種文化芸術イベントの企画・実施及び、文化芸術活動の場を提供。					
	料金区分	大ホール・小ホール、各楽屋、大会議室・小会議室、練習室・リハーサル室、各控室 【指定管理者による利用料金の額の設定について】 本施設は指定管理者制度を導入しており、利用料金の額、及び減免規定は指定管理者が市長の承認を得て定めることとされている。平成25年度において指定管理者は、市条例に定めた使用料金及び減免規定と同額同等の内容で利用料金の収受及び減免利用許可を行っている。					
	料金体系 (利用料金)	主な利用料金	施設名 使用日の曜日	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:30	全日 9:00～21:30
			大ホール 平日 土日休日 小ホール 平日 土日休日 大会議室 小会議室1 2 小会議室3	14,670円 16,760円 6,290円 7,330円 4,190円 1,570円 940円	25,140円 29,330円 8,380円 10,480円 5,760円 2,100円 1,260円	31,430円 36,670円 10,480円 11,530円 5,760円 2,100円 1,260円	66,000円 77,530円 24,100円 28,290円 15,710円 5,770円 3,460円
	減免内容	市民文化会館条例第7条（使用料の減免） （1）市、南伊豆町若しくは河津町の主催で使用するとき、又は国の機関若しくは地方公共団体が市と共催で使用するとき。全額免除 （2）市内、南伊豆町内又は河津町内（以下「市内等」という。）の保育所、幼稚園又は小・中学校の主催で、園児、児童又は生徒の教育のために使用するとき。全額免除 （3）公立小・中学校（市内等の公立小・中学校を除く。）又は公立高等学校の主催で、その目的が教育のために使用するとき。5割の減額 （4）国の機関若しくは地方公共団体又は公共的団体の主催で、その目的が公益のために使用するとき。3割の減額 （5）前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。3割の減額 *平成20年4月1日より上記に改正					
	利用料金制度	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
施設運営方法	指定管理者制度	指定管理者	(公財) 下田市振興公社				
		一部委託	委託内容				
直接従事職員	委託団体職員数 指定管理者（公益財団法人 下田市振興公社 職員4名、臨時職員3名、パート職員2名 計9名）						

